

第 3 期弘前市子ども・子育て支援事業計画

【素案】



令和7年〇月

弘 前 市

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	
5 計画の策定体制	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口と出生の現状	4
2 子育て支援の現状	6

第3章 計画の策定

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	15
2 教育・保育施設の量の見込み（需要）、確保方策（利用定員）及び実施時期	19
3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み（需要）、確保方策（供給体制） 及び実施時期	23
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育 ・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	31
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	32
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用 の確保に関する事項	32
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う 施策との連携に関する事項	32

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	34
2 進捗状況の進行管理	34



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化や共働き家庭の増加、地域の関わりの希薄化により、祖父母や近隣の住人等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すために、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成27年4月にスタートしました。

市では子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「第1期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年3月には「第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、弘前市の実情に応じた質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる施策を推進してきました。この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との子ども・子育て支援法の考え方を基本に、子どもや子育て家庭が置かれている環境を踏まえ、子どものより良い育ちを実現させるために必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援をすることにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、親も成長することができる環境の整備を目的として策定します。

2 計画の基本理念

“ みんなで創り みんなをつなぐ あずましい りんご色のまち ”

本市の上位計画である「弘前市総合計画」において、弘前市の2040年頃を見据えた将来都市像として「みんなで創り みんなをつなぐ あずましい りんご色のまち」を掲げています。その将来都市像の実現に向け、2023年3月に後期基本計画を策定し、「健康都市弘前」の視点を市政の基軸に据え、市民の「いのち」を大切にし、市民の「くらし」を支え、次の時代を託す「ひと」を育てる、この三本の柱を基本方針として位置づけ、施策を展開しています。

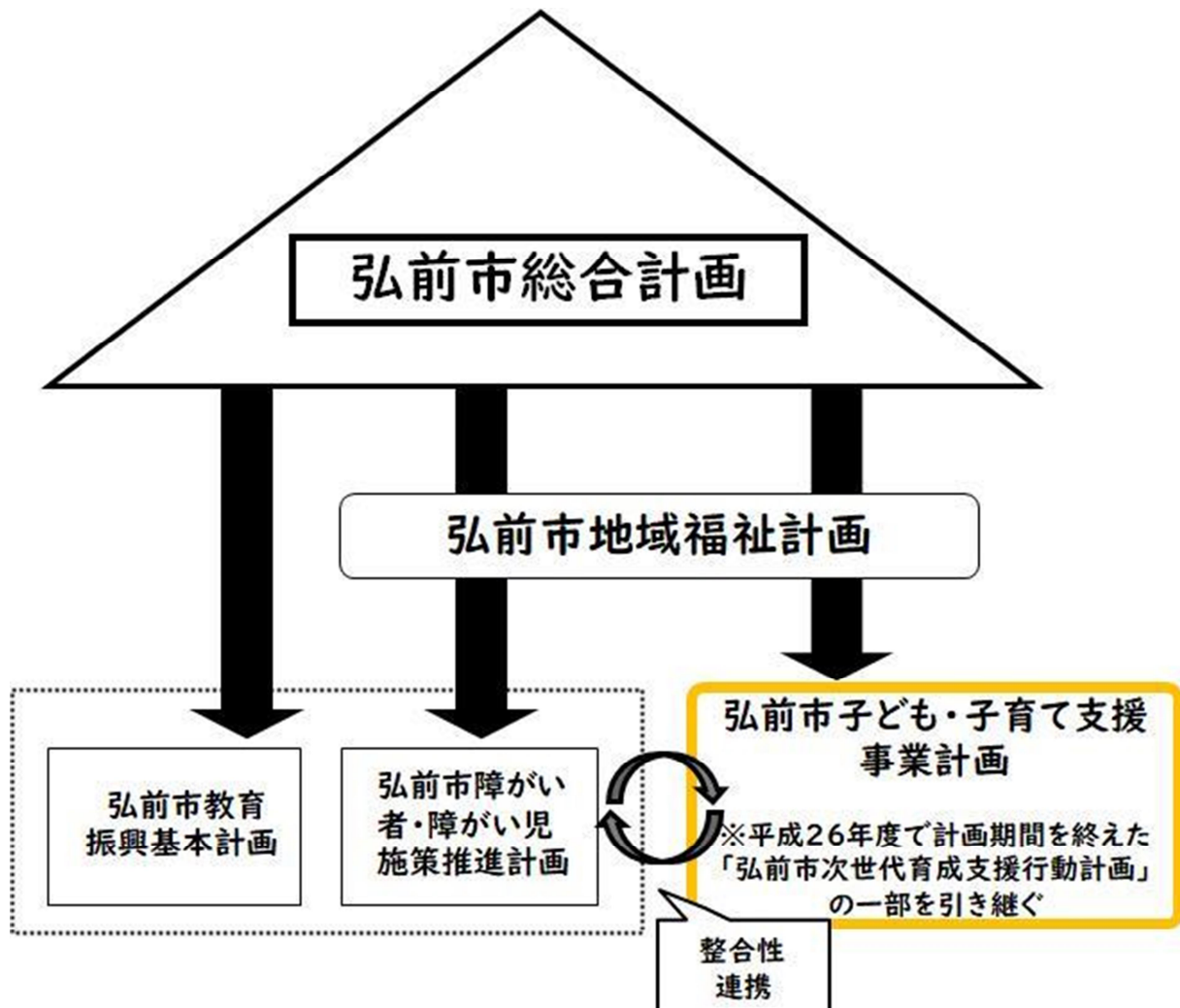
本計画の推進と施策の展開を通じて、地域の未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう子育てしやすい『あずましい』まちづくりを目指します。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく計画として策定するものです。

(2) 関連計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画策定にあたり、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実情を把握するため、「弘前市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

【ニーズ調査実施概要】

調査対象者	就学前児童の保護者及び小学生の保護者
配布数	10,498 件 (就学前児童 4,000 件、小学生 6,498 件)
回収数	5,250 件
回収率	50.0%
調査期間	令和 6 年 6 月 13 日～令和 6 年 7 月 3 日
調査方法	就学前児童のいる世帯は無作為に抽出し、郵送により調査依頼。小学生のいる世帯は全数を対象とし、学校を通じて調査依頼。ともにWEBでの回答で実施。

(2) 弘前市子ども・子育て会議

地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子ども・子育て支援に関する学識経験者や事業者、公募による市民（子育て家庭の保護者）などで構成される「弘前市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

【子ども・子育て会議の開催状況】

①	令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 10 月 9 日
②	令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 12 月 25 日
③	令和 6 年度 第 3 回	令和 7 年 2 月 19 日

(3) パブリックコメントの実施

令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月に、パブリックコメントを実施し、計画に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

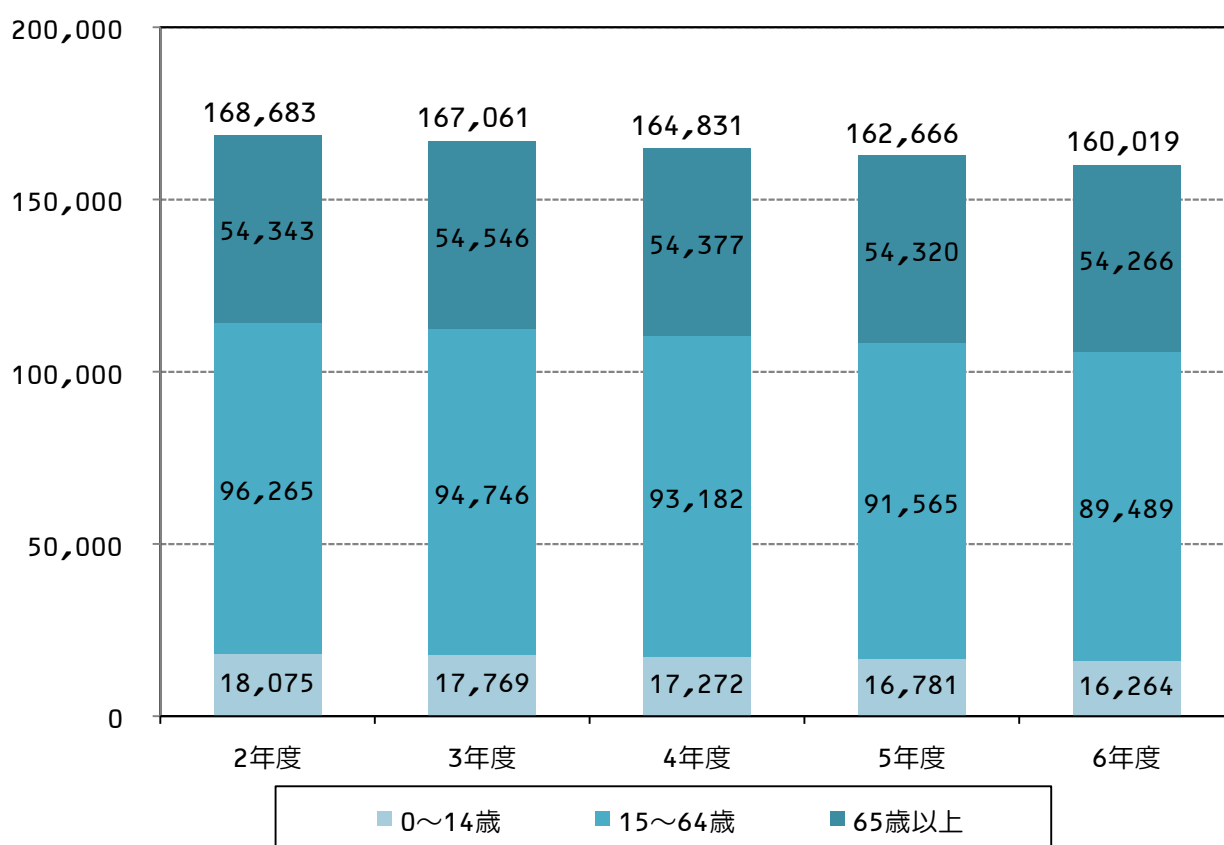
1 人口と出生の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口をみると、令和6年4月1日現在で160,019人となっており、令和2年からの5年間の推移では8,664人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は横ばいであるのに対して、0歳～14歳の年少人口と、15歳～64歳の生産年齢人口は減少しています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】

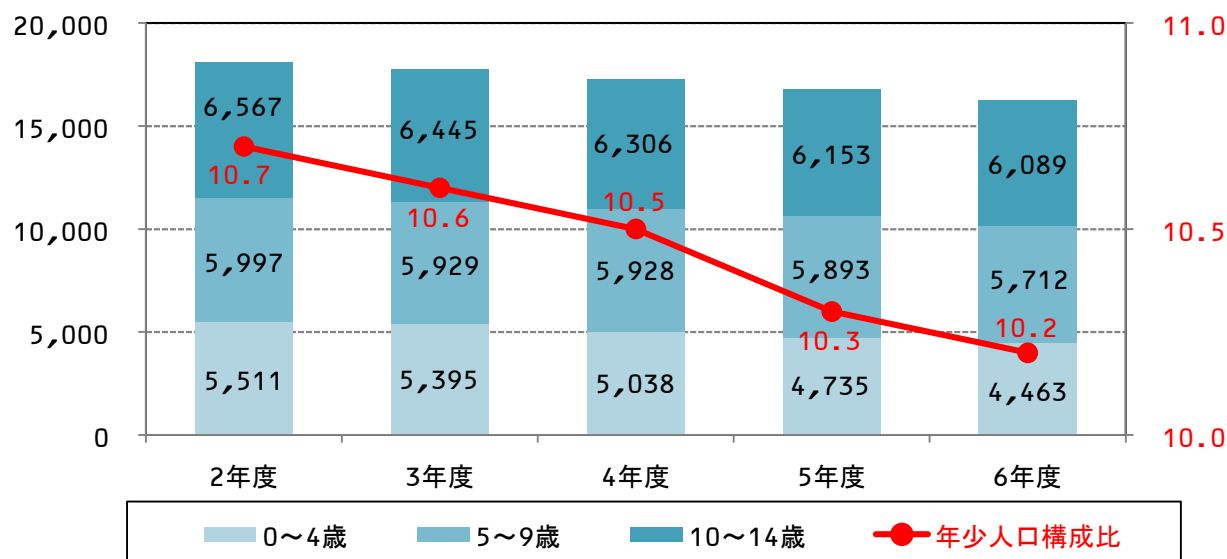


弘前市住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 年少人口の推移

年少人口はどの年齢階層でも減少しています。また、総人口に占める割合は毎年減少し、令和6年では10.2%となっています。

【年少人口の推移】

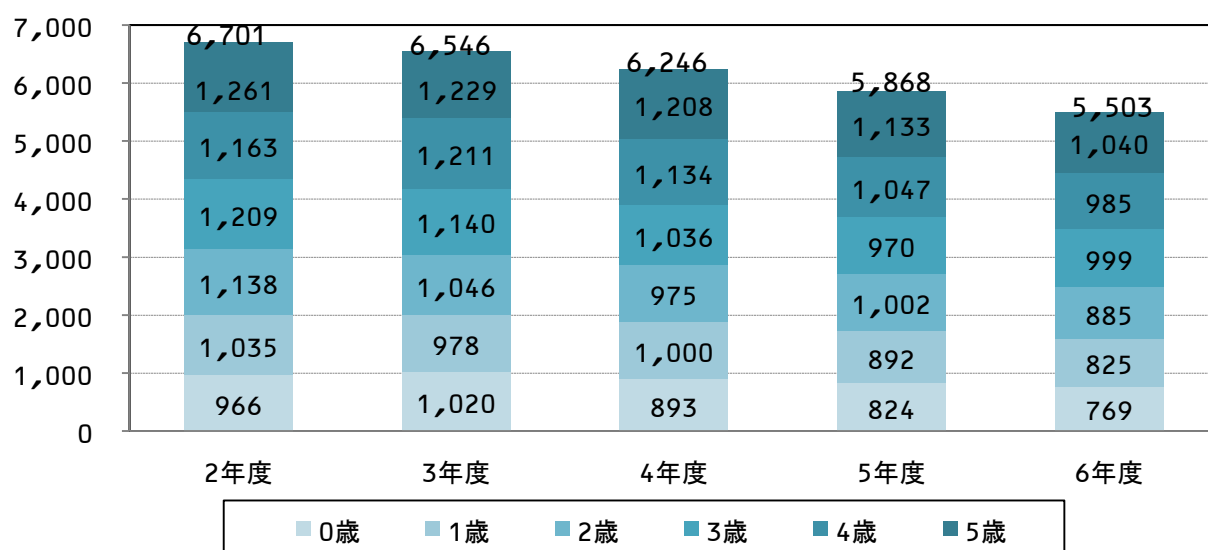


弘前市住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(3) 就学前人口の推移

就学前人口の推移をみると、年毎に増減はあるものの全体としては減少しています。

【就学前人口の年齢別推移】



弘前市住民基本台帳（各年度4月1日現在）

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状（幼稚園・保育所・認定こども園※の園児数）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所から認定こども園に移行した施設があったこと等により、保育所の施設数は減少しています。

本市の入園児童数については、幼稚園及び保育所が減少していますが、認定こども園の教育希望、保育希望ともに増加傾向にあります。

また、老朽化に伴う施設の大規模修繕または建替えが必要になってきており、教育・保育ニーズに対応できるよう、今後も施設の整備を実施します。

【幼稚園及び認定こども園（教育希望）の園児数推移】

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国公立 幼稚園	園数（か所）	1	1	1	1	1
	定員（人）	90	90	90	90	90
	園児数（人）	54	51	45	41	36
私 立 幼稚園	園数（か所）	6	6	6	6	6
	定員（人）	485	485	475	455	275
	園児数（人）	347	316	300	234	205
私 立 認定こども園 （教育希望）	園数（か所）	34	35	35	35	37
	定員（人）	425	430	473	497	488
	園児数（人）	284	283	288	287	312
園児数合計（人）		685	650	633	562	553

*幼稚園児数は、各年度5月1日現在

資料：こども家庭課、学務健康課

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

【保育所及び認定こども園（保育希望）の園児数推移】

（単位：人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
公 立 保育所	園数（か所）	—	—	—	—	—
	定員（人）	—	—	—	—	—
	園児数計（人）	—	—	—	—	—
	園 児 数 内 訳	0 歳（人）	当市では、公立保育所はありません。			
		1 歳（人）				
		2 歳（人）	—	—	—	—
		3 歳（人）	—	—	—	—
		4 歳（人）	—	—	—	—
		5 歳（人）	—	—	—	—
私 立 保育所	園数（か所）	41	40	39	39	36
	定員（人）	3,011	2,917	2,547	2,442	2,158
	園児数計（人）	2,571	2,435	2,130	1,971	1,760
	園 児 数 内 訳	0 歳（人）	155	155	115	83
		1 歳（人）	414	376	316	282
		2 歳（人）	491	450	370	316
		3 歳（人）	532	475	401	366
		4 歳（人）	485	515	416	345
		5 歳（人）	494	464	412	368
私 立 認定こども園 （保育希望）	園数（か所）	34	35	35	35	37
	定員（人）	2,228	2,331	2,537	2,507	2,515
	園児数計（人）	1,911	1,974	2,168	2,062	2,021
	園 児 数 内 訳	0 歳（人）	91	117	108	98
		1 歳（人）	314	313	328	332
		2 歳（人）	377	359	406	391
		3 歳（人）	358	390	383	384
		4 歳（人）	398	374	392	410
		5 歳（人）	373	421	445	406
合 計	園数（か所）	75	75	74	74	73
	定員（人）	5,239	5,248	5,084	4,949	4,673
	園児数計（人）	4,482	4,409	4,298	4,033	3,781
	園 児 数 内 訳	0 歳（人）	246	272	193	181
		1 歳（人）	728	689	644	614
		2 歳（人）	868	809	794	707
		3 歳（人）	890	865	795	750
		4 歳（人）	883	889	863	755
		5 歳（人）	867	885	886	774

*定員及び園児数には、分園分を含みます。

資料：こども家庭課

*保育所（園）園児数は、各年度 4 月 1 日現在

(2) 子育て支援事業の現状

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

当市では、令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」として事業を開始し、令和6年度からは児童福祉法の改正を受けて設置した「弘前市こども家庭センター」として、以下の2類型を実施しております。

<基本型>

地域子育て支援拠点等の身近な場所において、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての支援を行うもの。

<こども家庭センター型>

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【地域子育て支援センター利用状況（延べ人数）】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
駅前こどもの広場	75,632	25,406	26,328	42,455	58,341
みどり保育園	2,185	1,087	1,264	1,291	1,425
大浦保育園	2,804	486	421	493	673
相馬こども園	1,225	398	491	583	527

資料：こども家庭課

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【妊婦健康診査事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診票発行者数（人）	1,026	1,011	869	886	762
受診票発行件数（件）	14,364	14,154	12,166	12,404	10,668
延べ健診受診件数（件）	12,115	12,501	10,854	10,425	9,208

資料：こども家庭課

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【乳児家庭全戸訪問事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問家庭数（人）	995	979	908	808	802

資料：こども家庭課

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

令和2年4月より養育支援訪問事業を実施しています。

【養育支援訪問事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問家庭数（人）	—	50	25	21	31

※人数は養育支援訪問員実施分のみ計上しております。

資料：こども家庭課

⑥ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設等において養育・保護を行う事業。

令和元年4月よりショートステイ事業を実施し、令和4年度からはショートステイ里親も実施しています。

【ショートステイ事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
里親数（人）	—	—	—	0	2
延べ利用数（人）	8	77	66	138	116
うち施設利用	8	77	66	138	113
うち里親利用	—	—	—	0	3

資料：こども家庭課

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。

【トワイライトステイ事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
登録児童数（人）	100	88	74	90	107
延べ利用児童数（人）	368	417	391	503	488

資料：こども家庭課

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

事業は実施していません。

（類似事業「さんかくネット※」を令和3年3月末まで実施していました。）

【参考：さんかくネット利用状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用児童数（人）	113	27	—	—	—

資料：企画課

※ 「さんかくネット」とは、子育てと仕事や社会参加が両立できる環境整備のため、子育て期にある保護者を支援するシステムです。用事などで、一時的に子どもを預かってもらいたい人と、あらかじめ登録しているサポーター（子どもを預かってもらいたいという人）の仲介をするものです。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【幼稚園での預かり保育実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	22	25	26	29	29

* 主に在園児を対象としています。

資料：こども家庭課

【保育所等での預かり保育実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	45	44	47	54	53

* 非在園児を対象としています。

資料：こども家庭課

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

【延長保育事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	57	56	58	56	62
延べ利用児童数（人）	2,436	2,124	2,100	2,039	1,957

資料：こども家庭課

⑩ 病児・病後児保育事業

病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病児・病後児保育事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	4	4	3	3	3
延べ利用児童数（人）	2,813	1,346	1,417	1,699	2,384
うち 病児保育	1,773	846	932	907	1,234
うち 病後児保育	1,040	500	485	792	1,150

資料：こども家庭課

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

【放課後児童健全育成事業実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施箇所数（か所）	40	38	35	35	35
登録児童数（人）	2,555	2,585	2,450	2,516	2,688

資料：こども家庭課

【参考：児童館・児童センターの概要】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設置箇所数（か所）	23	23	22	22	20
1日平均利用児童数（人）	1,148	915	910	916	1,028

資料：こども家庭課

【参考：放課後子ども教室の概要】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設置箇所数（か所）	17	12	13	14	15

資料：生涯学習課

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

・生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
→事業は実施していません。

・確認を受けない幼稚園※における低所得世帯等に対する副食材料費に要する費用の補助
→令和元年10月より事業を実施しています。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象児童数（人）	56	39	22	10	11

※ 確認を受けない幼稚園とは、平成27年4月より開始した「子ども・子育て支援新制度」によらず、私学助成により運営する従来からの幼稚園のことです。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

→事業は実施していません。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

令和6年4月より実施しています。

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。

令和7年4月より事業を実施します。

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

事業は実施していません。

⑰ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。

令和6年4月より事業を実施しています。

⑱ 産後ケア事業

分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他自治体が設置する場所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となって、母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業。

令和3年4月より事業を実施しています。

⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況などに関係なく、保育園や幼稚園などに子どもを一時的に預けられる事業。

令和7年4月より事業を実施しています。



第3章 計画の策定

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画策定の際、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定することとなっています。

また、国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

【本市の区域パターン】

	区域名	市内区域数	概 要
①	行政区	23	行政事務を行うために任意に区割りされたもの
②	小学校区	32	小学校の学区による区分
③	中学校区	16	中学校の学区による区分
④	市全域	1	

(1) 教育提供区域

教育の提供区域設定に当たっては、区域パターン①～③の区域において、半数以上の区域に設置されておりませんが、各幼稚園で児童の送迎を行っているほか、実際に通園している児童の居住区域を見ると、ほぼ全域から通園していることから、区域パターン④の市全域を提供区域と設定することとしました。

【参考：区域ごとの設置状況】

区域名	概 要
行政区	23 区域のうち、8 区域に設置
小学校区	32 区域のうち、8 区域に設置
中学校区	16 区域のうち、5 区域に設置

(2) 保育提供区域

保育の提供区域設定に当たっては、保育所利用申し込みの際、利用区域の制限はなく、自宅近隣の施設を希望するほか、通勤経路上や勤務地の近くを希望することもあり、ある程度広範囲での区域にすることが妥当と考えられます。

また、出張所地区や岩木地区、相馬地区の地域性も考慮する必要があることから、**区域パターン②の小学校区の区域割り**を基本として、市街地及び周辺地区、岩木地区、相馬地区、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の6出張所地区を組み合わせた独自の区域割りを設定することとしました。

【中央地区】

市街地中心及び周辺地区においては、施設の所在地からの利用者は半数程度ですが、この区域ごとに相互利用があることから、ひとつの区域としました。

【南西地区】

東目屋地区及び相馬地区においては、他地区への大きな動きはなく個別に区域分けするには規模が小さいことや、両地区では容易に移動が可能な範囲であると考えられることから、ひとつの区域としました。

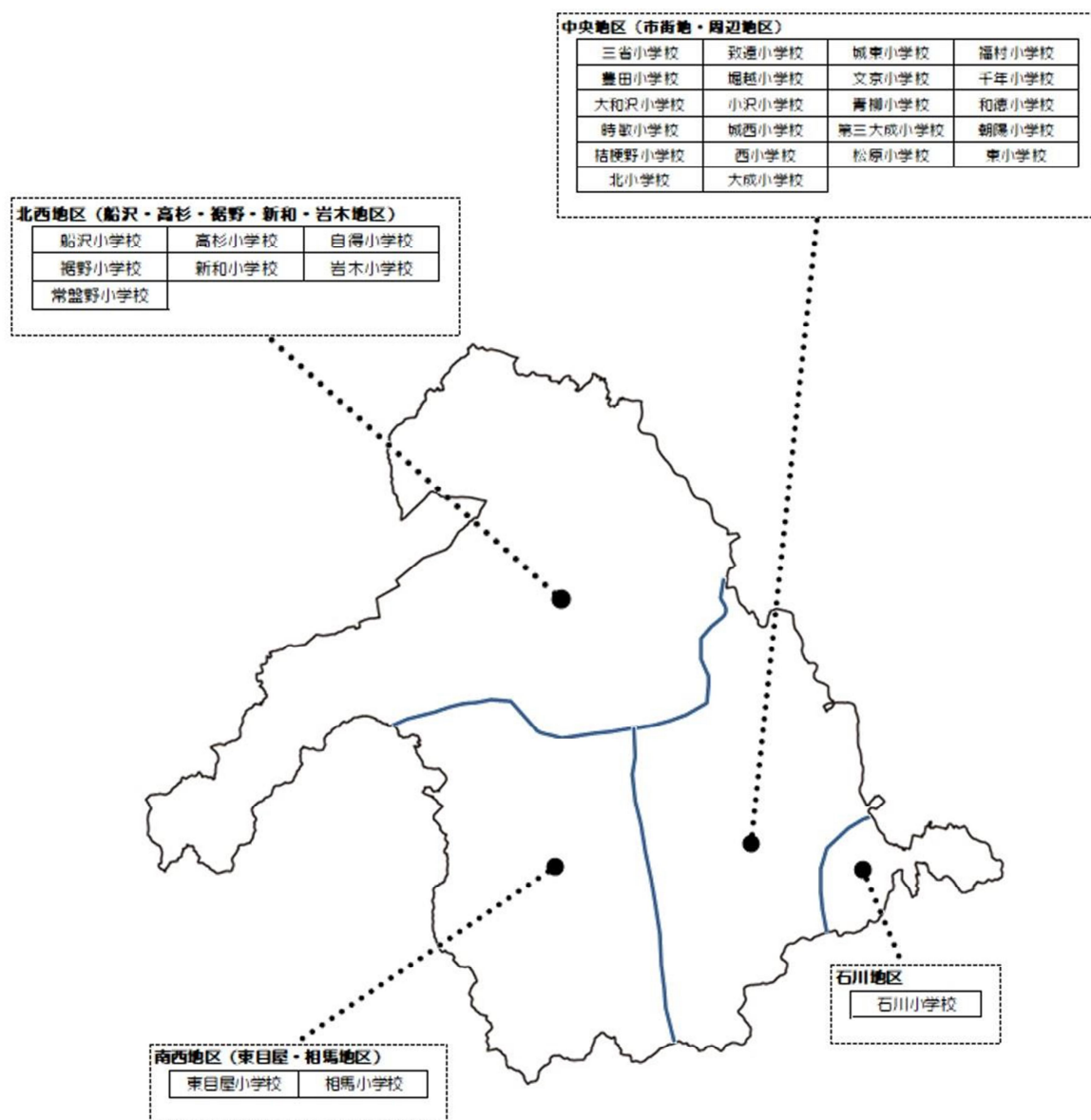
【北西地区】

船沢・高杉・裾野・新和地区及び岩木地区においては、この地区内での利用がほとんどであることから、ひとつの区域としました。

【石川地区】

石川地区においては、この地区内での利用が多いことから、単独の区域としました。

【参考：保育提供区域のイメージ図】



(3) 地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、区域設定になじまないものや、施設に付随する事業もあることから、個別に提供区域を設定します。

事業名	区域	考 え 方
①利用者支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
②地域子育て支援拠点事業	市全域	利用者の住所による利用制限はなく、広範囲に渡るため、区域を分ける必要性がないことから、市全域とします。
③妊婦健康診査事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑥子育て短期支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑧一時預かり事業	市全域	市内特定教育・保育施設において実施している事業であり、住所による利用制限はないことから、市全域とします。
⑨延長保育事業	保育提供区域	保育所において実施する事業であることから、保育提供区域と同様とします。
⑩病児・病後児保育事業	市全域	利用者の住所による利用制限はないことから、市全域とします。
⑪放課後児童健全育成事業	小学校区	学区の小学生が対象となることから、小学校区とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑭子育て世帯訪問支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑮妊婦等包括相談支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑯児童育成支援拠点事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑰親子関係形成支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑱産後ケア事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域	市内特定教育・保育施設において実施している事業であり、住所による利用制限はないことから、市全域とします。

* 各事業の内容については、p8～p14に記載しています。

2 教育・保育施設の量の見込み（需要）、確保方策（利用定員）及び実施時期

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の児童に教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、希望する教育・保育施設等が利用できるようになっています。

認定区分	内 容	教育・保育施設等
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

※ 地域型保育事業には、設備や人員・定員などによって、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4種類があります。

【教育を希望する児童】

市全域

(単位：人)

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
		1号 認定	2号認定 教育二一ス	1号 認定	2号認定 教育二一ス	1号 認定	2号認定 教育二一ス
①量の見込み(需要)		293	319	277	301	253	275
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設※	762		762		762	
	確認を受けない幼稚園	—		—		—	
	国立大学附属幼稚園	90		90		90	
②ー① 過不足		240		274		324	
		令和 10 年度		令和 11 年度			
①量の見込み(需要)		246	267	242	263		
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	762		762			
	確認を受けない幼稚園	—		—			
	国立大学附属幼稚園	90		90			
②ー① 過不足		339		347			

※ 特定教育・保育施設とは、幼稚園（確認を受けない幼稚園・国立大学附属幼稚園は除く）、認定こども園、認可保育所のことをいいます。

○ 確保方策の内容

教育を希望する児童は、全域において利用定員の見込みが利用量の見込みを上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

【保育を希望する児童】

中央地区

(単位：人)

		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定		
			0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み(需要)		1,769	568	526	581	1,669	552	559	541	1,525	535	542	574
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	2,127	392	638	696	2,127	392	638	696	2,127	392	638	696
	認可外保育施設	11	4	4	4	11	4	4	4	11	4	4	4
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	企業主導型保育施設	32	9	9	9	32	9	9	9	32	9	9	9
②ー① 過不足		401	▲163	125	128	501	▲147	92	168	645	▲130	109	135
		令和 10 年度				令和 11 年度							
①量の見込み(需要)		1,482	519	527	557	1,461	504	510	541				
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	2,127	392	638	696	2,127	392	638	696				
	認可外保育施設	11	4	4	4	11	4	4	4				
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0				
	企業主導型保育施設	32	9	9	9	32	9	9	9				
②ー① 過不足		688	▲114	124	152	709	▲99	141	168				

南西地区

(単位：人)

		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定		
			0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み(需要)		45	15	6	9	44	15	6	8	39	15	6	8
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	66	13	15	16	66	13	15	16	66	13	15	16
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②ー① 過不足		21	▲2	9	7	22	▲2	9	8	27	▲2	9	8
		令和 10 年度				令和 11 年度							
①量の見込み(需要)		38	14	6	8	38	13	6	8				
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	66	13	15	16	66	13	15	16				
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0				
②ー① 過不足		28	▲1	9	8	28	0	9	8				

北西地区

(単位：人)

		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定		
			0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み(需要)		316	70	75	82	300	67	80	76	273	66	78	81
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	320	65	93	102	320	65	93	102	320	65	93	102
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	企業主導型保育施設	14	10	8	5	14	10	8	5	14	10	8	5
②ー① 過不足		18	5	26	25	34	8	21	31	61	9	23	26
		令和 10 年度				令和 11 年度							
①量の見込み(需要)		266	63	75	79	262	62	73	76				
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	320	65	93	102	320	65	93	102				
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0				
	企業主導型保育施設	14	10	8	5	14	10	8	5				
②ー① 過不足		68	12	26	28	72	13	28	31				

石川地区

(単位：人)

		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定		
			0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み(需要)		37	12	11	15	35	12	12	14	32	11	11	15
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	39	11	10	10	39	11	10	10	39	11	10	10
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②ー① 過不足		2	▲1	▲1	▲5	4	▲1	▲2	▲4	7	0	▲1	▲5
		令和 10 年度				令和 11 年度							
①量の見込み(需要)		32	11	11	15	30	11	10	14				
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	39	11	10	10	39	11	10	10				
	特定地域型保育事業		0	0	0		0	0	0				
②ー① 過不足		7	0	▲1	▲5	9	0	0	▲4				

参考：市全域

(単位：人)

		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定			2号認定 保育二一ス	3号認定		
			0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児
①量の見込み(需要)		2,167	665	618	687	2,048	646	657	639	1,869	627	637	678
② 確保 方策 (定員)	特定教育・ 保育施設	2,552	481	756	824	2,552	481	756	824	2,552	481	756	824
	認可外 保育施設	11	4	4	4	11	4	4	4	11	4	4	4
	特定地域型 保育事業		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	企業主導型 保育施設	46	19	17	14	46	19	17	14	46	19	17	14
②ー① 過不足		442	▲161	159	155	561	▲142	120	203	740	▲123	140	164
		令和10年度				令和11年度							
①量の見込み(需要)		1,818	607	619	659	1,791	590	599	639				
② 確保 方策 (定員)	特定教育・ 保育施設	2,552	481	756	824	2,552	481	756	824				
	認可外 保育施設	11	4	4	4	11	4	4	4				
	特定地域型 保育事業		0	0	0		0	0	0				
	企業主導型 保育施設	46	19	17	14	46	19	17	14				
②ー① 過不足		791	▲103	158	183	818	▲86	178	203				

○ 確保方策の内容

保育を希望する児童のうち3歳以上児（2号認定）については全地区において、0歳児については北西の1地区において、1・2歳児については中央・南西・北西の3地区において、確保方策（利用定員）が利用量の見込み（需要）を上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

中央・南西地区において、0歳児の利用量の見込み（需要）が確保方策（利用定員）を上回りますが、3号認定の定員の範囲内で提供体制が確保できています。また、石川地区においては、0・1・2歳児の利用量の見込み（需要）が確保方策（利用定員）を上回りますが、2号認定の定員の空きの利用や、国基準を踏まえ、3号認定の定員を超えて利用を可能とする等、利用定員を弾力的に運用することで提供体制が確保できる見込みです。ただし、保留児童が発生する可能性があることから、実態に即した定員設定となるよう働きかけていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み（需要）、確保方策（供給体制）及び実施時期

① 利用者支援事業

（単位：か所）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量 の 見 込 み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確 保 方 策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保方策 の内容		令和6年度に「弘前市こども家庭センター」を開設し、保健師、助産師、保育士などの専門職員が、基本型とこども家庭センター型を一体的に実施しています。				

② 地域子育て支援拠点事業

（単位：人日）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量 の 見 込 み	駅前こども の広場	70,834	69,893	69,863	67,775	65,774
	みどり保育園	2,313	2,283	2,282	2,213	2,148
	大浦保育園	629	621	620	602	584
	相馬こども園	566	558	558	541	525
	合計	74,342	73,355	73,323	71,131	69,031
確保方策		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策の内容		地域における子育て支援拠点として定着していることから、事業周知を強化し、市内 3 か所の児童福祉施設及び直営の駅前こどもの広場において、引き続き実施体制を確保します。				

③ 妊婦健康診査事業

（単位：人、件）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み 14 回/人		816	793	769	745	725
		11,424	11,102	10,766	10,430	10,150
確保方策		実施場所：青森県医師会に所属し、産婦人科のある病院、診療所及び県内国公立病院等 実施体制：市が委託契約を締結して実施 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	816	793	769	745	725
確保方策	実施体制：市の保健師、助産師、訪問指導員が直営で実施 実施機関：弘前市こども家庭センター				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

⑤ 養育支援訪問事業

(単位：人、件)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	946	919	892	864	841
延べ件数	3,254	3,161	3,068	2,972	2,893
確保方策	実施体制：市の保健師、助産師、委嘱した養育支援訪問員が実施 実施機関：弘前市こども家庭センター				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

※上記見込みには養育支援訪問員実施分のほか、市の保健師・助産師実施分も含まれます。

⑥ 子育て短期支援事業

ショートステイ事業

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	929	896	854	829	811
② 確保方策	里親	31	32	33	35
	弘前乳児院	839	839	839	839
	みどり保育園	605	605	605	605
	合計	1,475	1,476	1,477	1,479
	施設数	2	2	2	2
②-①	546	580	623	649	668
確保方策の内容	令和4年度からショートステイ里親を実施しており、引き続き実施施設や里親の拡充に努めます。				

トワイライトステイ事業

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	858	828	804	772	725
② 確保方策	児童家庭支援センター	1,436	1,436	1,436	1,436
	施設数	1	1	1	1
②-①	578	608	632	664	711
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	低学年	178	166	160	151	143
	高学年	53	53	51	50	46
確保方策の内容		今後、必要に応じて実施することとします。				

⑧ 一時預かり事業

幼稚園等での預かり保育

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	幼稚園	12,475	11,788	10,761	10,461	10,308
	認定こども園	49,788	47,044	42,946	41,748	41,140
	合計	62,263	58,832	53,707	52,209	51,448
② 確保方策	幼稚園	12,475	11,788	10,761	10,461	10,308
	認定こども園	49,788	47,044	42,946	41,748	41,140
	合計	62,263	58,832	53,707	52,209	51,448
	施設数	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

* 主に在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

保育所等での預かり保育

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	保育所	1,785	1,721	1,641	1,594	1,559
	認定こども園	9,972	9,613	9,165	8,901	8,706
	合計	11,757	11,334	10,806	10,495	10,265
② 確保方策	保育所	1,785	1,721	1,641	1,594	1,559
	認定こども園	9,972	9,613	9,165	8,901	8,706
	合計	11,757	11,334	10,806	10,495	10,265
	施設数	62 か所	62 か所	62 か所	62 か所	62 か所
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

* 非在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

⑨ 延長保育事業

(単位：人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
中央 地区	①量の見込み	1,486	1,432	1,365	1,326	1,297
	②確保方策	1,486	1,432	1,365	1,326	1,297
	②－①	0	0	0	0	0
南西 地区	①量の見込み	24	23	22	21	21
	②確保方策	24	23	22	21	21
	②－①	0	0	0	0	0
北西 地区	①量の見込み	234	226	215	209	205
	②確保方策	234	226	215	209	205
	②－①	0	0	0	0	0
石川 地区	①量の見込み	18	17	16	16	15
	②確保方策	18	17	16	16	15
	②－①	0	0	0	0	0
①量の見込み（市全域）		1,762	1,698	1,618	1,572	1,538
②確保方策（市全域）		1,762	1,698	1,618	1,572	1,538
②－①（市全域）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

⑩ 病児・病後児保育事業

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の 見込み	病児保育	1,116	1,112	1,108	1,104	1,099
	病後児保育	1,280	1,256	1,232	1,210	1,187
	合計	2,396	2,368	2,340	2,314	2,286
② 確保方策	病児保育	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	病後児保育	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	合計	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②－①		4,604	4,632	4,660	4,686	4,714
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

⑪ 放課後児童健全育成事業（全体）

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,803	2,744	2,693	2,578	2,433
1 年生	702	663	678	598	557
2 年生	668	668	627	639	564
3 年生	610	576	571	536	547
4 年生	421	450	420	417	391
5 年生	247	238	253	236	234
6 年生	155	149	144	152	140
②確保方策	2,888	2,924	2,924	2,924	2,924
②－①	85	180	231	346	491
確保方策の内容	慢性的に児童数が多く、一人当たりの基準面積 1.65 m ² を確保できていない場所もあるため、放課後の学校施設や児童館等の活用を図りながら実施体制を確保します。				

※量の見込みと確保方策は登録児童数

【参考：登録児童の利用状況（令和5年度実績）】

平均利用率	
なかよし会	63.9%
児童クラブ	62.3%

※学校授業日の利用から算出

（なかよし会）

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,220	1,286	1,267	1,216	1,147
1 年生	334	320	328	289	269
2 年生	351	345	324	331	292
3 年生	242	280	268	252	258
4 年生	157	193	196	188	176
5 年生	95	99	106	108	103
6 年生	41	49	45	48	49
②確保方策	919	919	919	919	919
②－①	▲301	▲367	▲348	▲297	▲228

（児童クラブ）

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,583	1,458	1,426	1,362	1,286
1 年生	368	343	350	309	288
2 年生	317	323	303	308	272
3 年生	368	296	303	284	289
4 年生	264	257	224	229	215
5 年生	152	139	147	128	131
6 年生	114	100	99	104	91
②確保方策	1,969	2,005	2,005	2,005	2,005
②－①	386	547	579	643	719

放課後児童対策

(単位：か所)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
放課後児童 健全育成事業	なかよし会	16	16	16	16	16
	児童クラブ	18	18	18	18	18
小学校（参考）		32	32	32	32	32
※	児童館・ 児童センター	20	18	18	18	18
	放課後子ども教室	17	17	17	17	17
確保方策の内容		・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を目指し、教育委員会、福祉部局、地域との連携により、総合的な放課後対策を進めます。 ・実施に当たっては学校施設の活用を進め、放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。 ・国が定める放課後児童対策の趣旨に鑑み、子ども達のより良い育ちと、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。				

※ 児童館・児童センター及び放課後子ども教室については、保護者の就労状況等に関わらず利用可能な事業です。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	今後、必要に応じて実施することとします。				
確保方策の内容					

確認を受けない幼稚園における低所得世帯等に対する副食材料費に要する費用の補助

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策の内容	国の制度を活用し、実施体制を確保します。				

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後、必要に応じて実施することとします。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	108	106	103	100	97
②確保方策	108	106	103	100	97
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	事業者と委託契約を締結し、実施体制を確保します。				

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の 見込み	妊娠届出数	816	793	769	745	725
	1 組当たり 面談回数	2	2	2	2	2
	面談実施 合計回数	1,632	1,586	1,538	1,490	1,450
② 確保方策	面談実施 合計回数	1,632	1,586	1,538	1,490	1,450
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		直営により弘前市こども家庭センターで実施します。				

⑯ 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14	14	14	14	14
確保方策の内容	今後、必要に応じて実施することとします。				

⑰ 親子関係形成支援事業

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	14	13	12	12	12
②確保方策	14	13	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	直営により弘前市こども家庭センターで実施します。				

⑱ 産後ケア事業

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	201	195	189	183	178
②確保方策	201	195	189	183	178
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	市内産科医療機関および、青森県助産師会と委託契約を締結し、実施体制を確保します。				

⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	0 歳児	12	12	12	12	11
	1 歳児	10	10	10	9	9
	2 歳児	8	8	8	8	7
	合計	30	30	30	29	27
② 確保方策	0 歳児	12	12	12	12	11
	1 歳児	10	10	10	9	9
	2 歳児	8	8	8	8	7
	合計	30	30	30	29	27
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		実施体制を確保します。				

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、保護者が希望する施設の選択肢の一つとして利用ニーズが高まっております。

本市では令和6年4月現在で、27施設設置されており、引き続き、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるように、既存施設の意向を尊重しながら、認定こども園への移行支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上及び処遇改善への支援

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修や情報提供などの支援に努め、関係機関との連携を図ります。

また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上及び処遇改善を図るため、分野別研修（特別支援研修、保育実践、子育ての支援、アレルギー対応等）等のキャリアアップのための研修等を支援します。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって重要であると考えられます。

本市においては、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所等が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るための取組を推進します。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子どもの発達・成長は、段階に応じて様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くもので、質の高い支援を行うためには、幼児教育・保育施設等の教職員の連携が必要であるとともに、小学校の教職員とも相互理解を深め、連携し、情報を共有することが重要となります。

本市では、就学前幼児の小学校教育への円滑な接続を図るために、教育委員会主催による「幼保小連携教育研修会」を開催しております。今後も就学前幼児の小学校生活への円滑な接続を図るために関係各課との連携を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定こども・子育て支援施設等の確認や公示等に当たっては、県と連携しながら必要に応じて施設等の所在、運営状況等の共有を行い、適切な指導、監査を行うなど保育の質の確保に努めます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

育児休業満了時からの保育を希望する保護者へ、窓口や弘前市こども家庭センター、市 HP 等を通しての情報提供や相談支援を行うとともに、教育・保育施設利用定員弾力化基準を定め、産後の休業及び育児休業から社会復帰する場合は利用定員を超えて入所することを可能とし、受入れ提供体制確保に努めます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

弘前市こども家庭センターにおいての利用者支援事業など様々な事業により、妊娠期からの切れ目のない子育て支援施策を展開し、各事業を通じて児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応のための取組を推進するとともに、児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 母子家庭並びに父子家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業の実施や特定教育・保育施設、放課後児童健全育成事業の利用に際する配慮等の支援を行うほか、青森県こども計画に定められている「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」、「新型コロナウイルス感染症等の影響への支援」の5つの重点項目を基本方針として、総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施し、疾病・障がいの早期発見を図り、特別な支援を必要とする子どもの健全な成長・発達を促す観点から、自立支援医療（育成医療）の給付や児童発達支援センター等による専門的支援の強化、保育所等訪問支援、就学支援等、保健・医療・福祉・教育各種施策の円滑な連携により支援の充実を推進します。

特定教育・保育施設や放課後児童健全育成事業においては、保育士等の資質や専門性の向上を目的とした研修会を行うなど、発達障がいを含む障がいのある子どもたちの受入れ体制の充実を図り、育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及びインクルージョンを推進します。

医療的ケア児における教育・保育ニーズへの対応については、関係機関を含めた相談の場を設け、個々の家庭の状況に配慮し、適切な支援を行います。



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 基本的事項

本計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、子ども・子育て支援に関する学識経験者や事業者、公募による市民（子育て家庭の保護者）などで構成される「弘前市子ども・子育て会議」において審議を行います。

2 進捗状況の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「弘前市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を点検・評価して、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど、必要な措置を講じていきます。

また、点検・評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、周知を図ります。



第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画

" みんなで創り みんなをつなぐ
あずましい りんご色のまち "

令和7年3月【発行】

編集発行 弘前市健康こども部こども家庭課
〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1
電 話 0172-35-1111（代表）
FAX 0172-39-7003